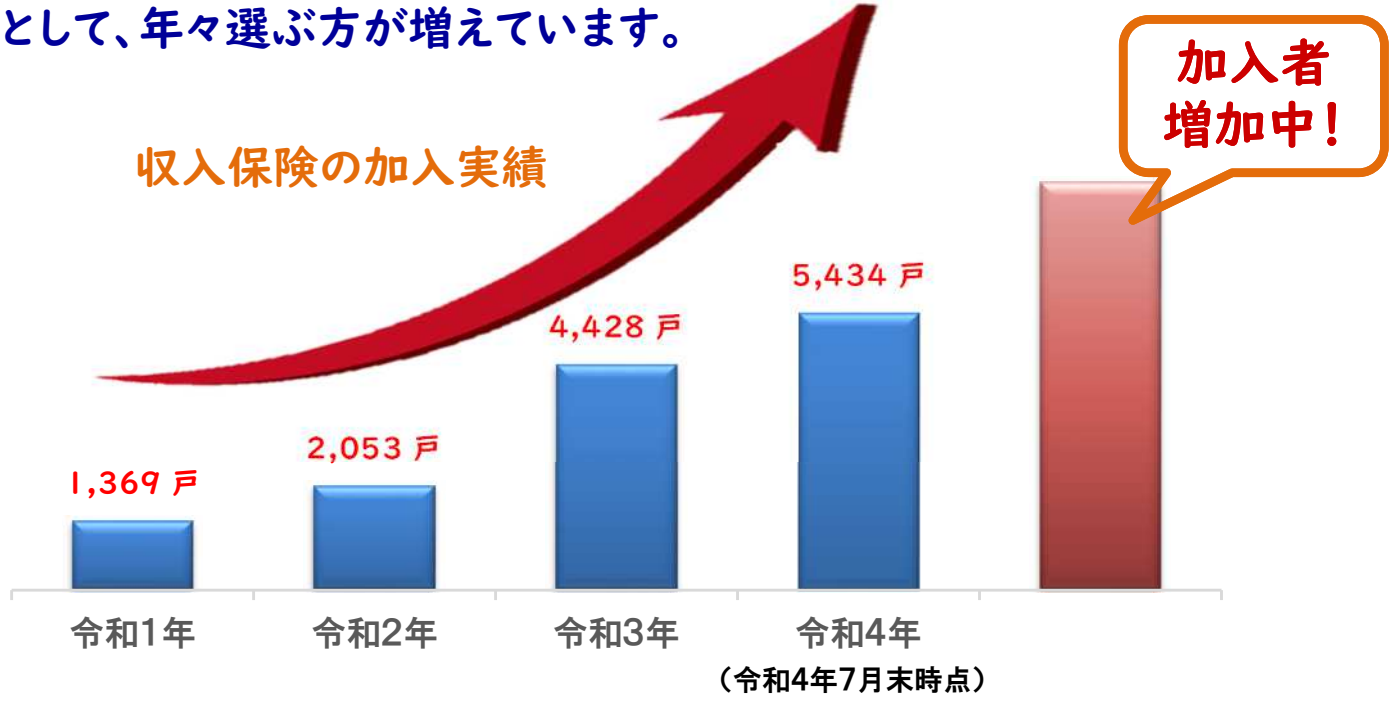


選ぶ方どんどん増えています!

収入保険

制度開始4年目を迎えた「収入保険」は、様々な作物とリスクに対応する保険として、年々選ぶ方が増えています。

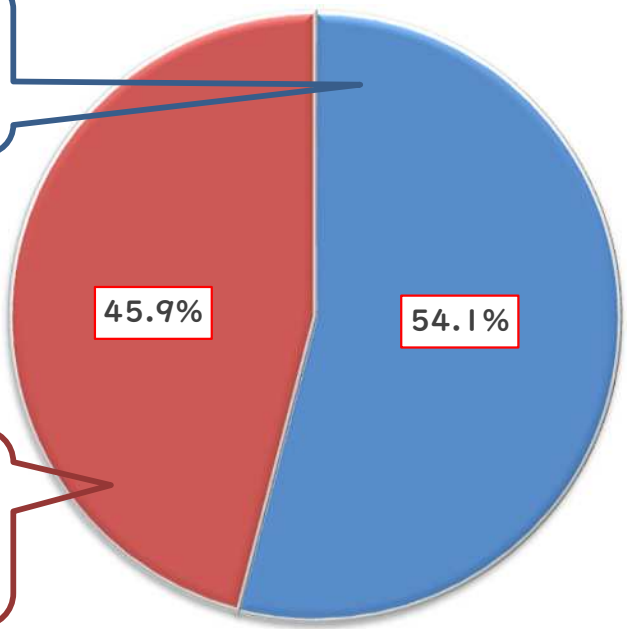


選ばれる理由 その1 全ての農産物が加入できる!

収入保険は**自らが生産した全ての農産物**が保険の対象です。
青色申告の実績があれば、これまで農業共済に加入できなかった作物も含めた経営全体を補償します。

経営の主となる作物別 加入戸数(全道 令和4年)

農業共済に加入できる作物
(水稲、麦、大小豆、馬鈴薯など)



農業共済に加入できない作物
(施設野菜、花き、大根、人参など)

経営主体となる作物の一例

| |
|-----------------|
| 水稲、麦、大豆、そば |
| トマト、ミニトマト、大根、人参 |
| 長ネギ、ブロッコリー |
| さくらんぼ、ぶどう |
| カーネーション、きく |

※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は他の経営安定対策事業(マルキン)があるため、収入保険に加入できません。

選ばれる理由 その2 様々なリスクに対応できる！

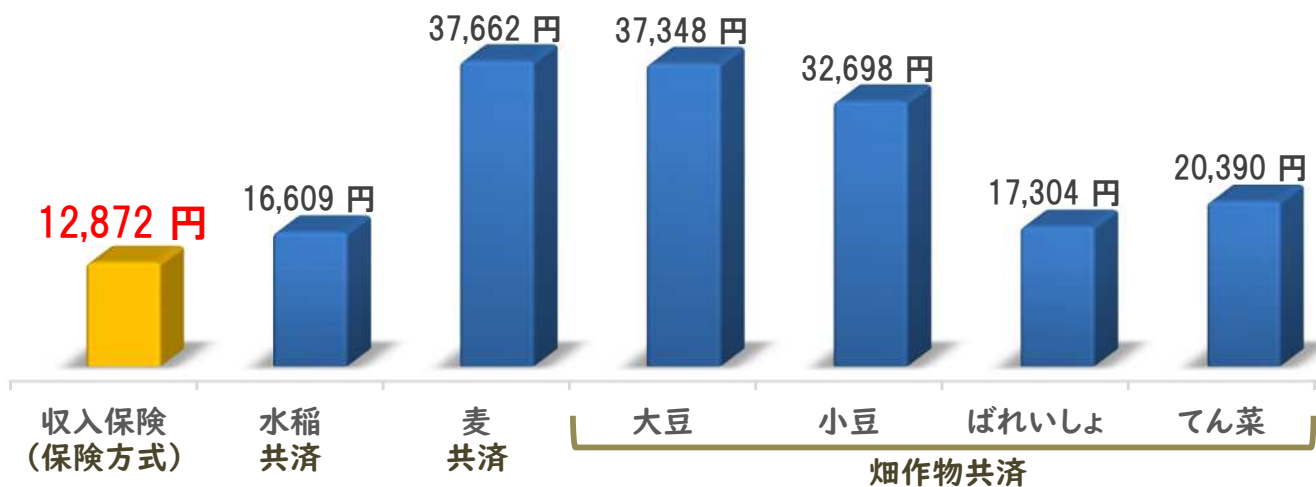
収入保険は自然災害による収穫量の減少だけでなく、価格低下や病気・けがにより収穫できなかった場合など、**様々なリスク**に対応します。



選ばれる理由 その3 保険料が安い！

収入保険は**農業共済**と比較して、**少ない負担**で加入することができます。また、被害が無ければ次年以降はさらに**負担額が小さく**なります。

補償額100万円に対する農業者負担保険料等（令和3年度全道平均）



- ※1 収入保険の積立方式に加入する場合は別途積立金が必要となりますが、積立部分の補償が発動しなかった場合は次年度以降に持ち越されます。
- ※2 保険料等は保険方式は50%、積立方式は75%を国が負担します。

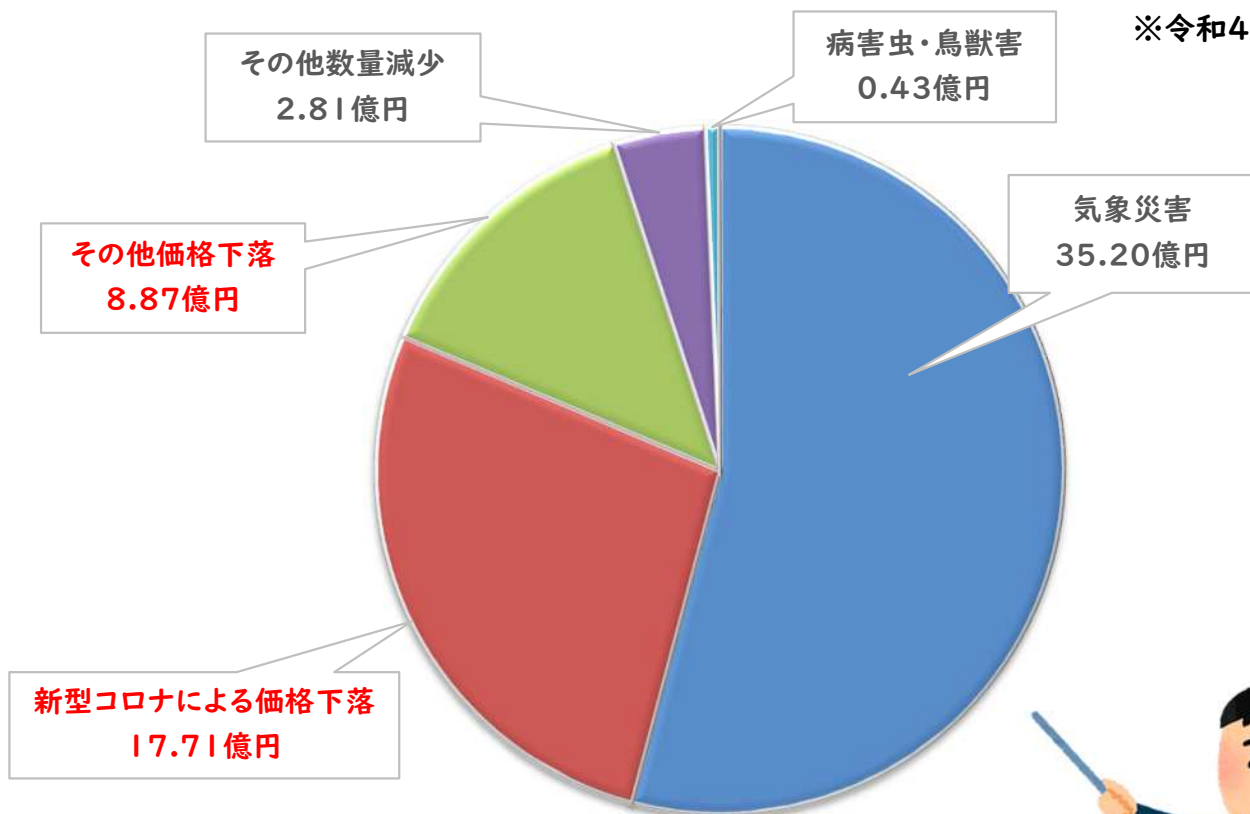
ただいま、令和5年対象の保険相談を受付中です。
詳しくは最寄りのNOSAIまで。

収入保険は様々な収入減少に対応します！

収入保険は、農業共済では補償できない価格低下もしっかり補てんします。
 去年は多くの農産物で価格が低迷しましたが、影響を受けた加入者の皆様に保険金等をお支払いしました。

収入減少の要因別 保険金等支払額（令和3年保険）

※令和4年6月末時点



加入者の約40%（1,769戸）に対し、**平均約368万円**の保険金等をお支払いしました。
 このうち、879戸の方が「つなぎ融資」により**税申告前に保険金等の一部を受け取る**ことができました。



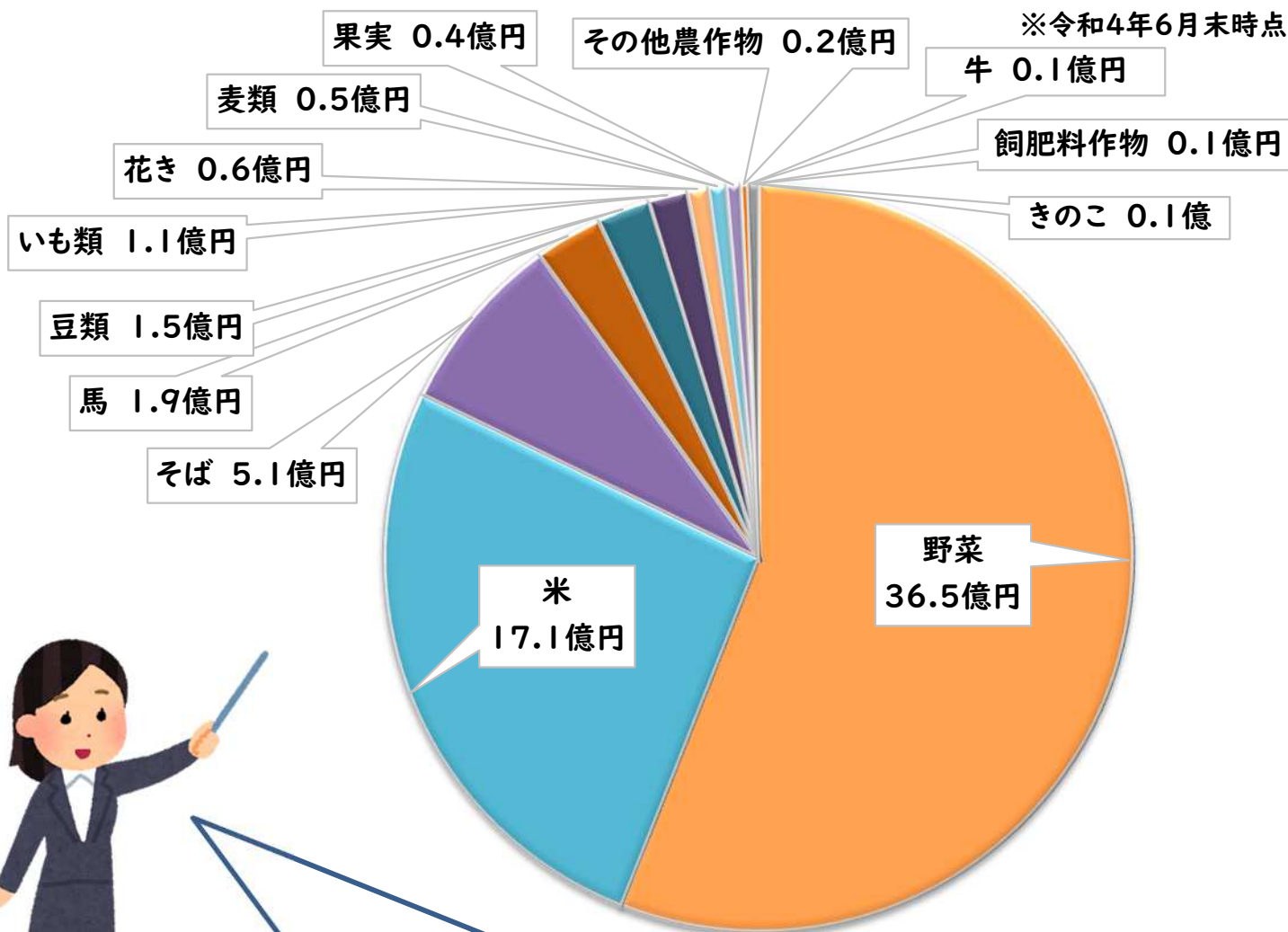
こんな事故も補償しました（一部実例を紹介）

- ・干ばつによる収穫量の減少と品質の低下により、収入が減少した。
- ・新型コロナウイルスの影響により需要が減少し、価格が低下した。
- ・局地的な集中豪雨で圃場が浸水し、作物が根腐れ等による生育不良となり収量が減った。
- ・降雹により、玉ねぎの作付け圃場を廃耕することとなった。
- ・高温の影響でリンゴの肥大不足・着色不良が発生し、収穫量の減少及び品質の低下となった。
- ・家族が長期入院してしまったため、当初の予定面積を作付することができなかった。

収入保険は全ての農産物を対象に 収入減少を補てんします！

(肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は他の経営安定対策事業(マルキン)があるため加入できません)

主要作物等別 保険金等支払額(令和3年保険)



施設野菜や花き、販売用牧草など、
農業共済に加入できない農産物も補てんしました。

保険金等の支払額が大きかった作物の一例

| | | | |
|-----------|--------|-------|-------|
| 玉ねぎ | 19.0億円 | かぼちゃ | 2.7億円 |
| 水稲 | 17.1億円 | 軽種馬 | 1.9億円 |
| そば | 5.1億円 | ねぎ | 1.4億円 |
| 大根・人参 | 3.8億円 | 大豆・小豆 | 1.3億円 |
| トマト・ミニトマト | 3.3億円 | 馬鈴薯 | 1.1億円 |

ただいま、令和5年対象の保険相談を受付中です。
詳しくは最寄りのNOSAIまで。

「収入保険」は、

様々なリスクから農業経営を守ります！

補てん金を受け取った方の声をご紹介します！



農業共済がなかった農産物も対象です！！

島根県安来市 渡邊 稔光さん
ニンニク300アール、水稻127.3アール、サフラン10アール、ウリ5アール

ニンニクやウリなどの農業共済はないので、何か補償が欲しいと思い、農業収入を補償する収入保険に加入しました。取引先の都合で予定通り出荷ができず収入減少しましたが、補てん金を受け取ることができ助かりました。



怪我による収入減も補てんされます！！

千葉県館山市 杉田 恒雄さん
イチゴ20アール、水稻160アール

台風の被害によりイチゴのハウスが倒壊、その片づけをしていたときに、足の怪我により作業が出来なくなりました。怪我による収入減少も補償の対象であり、保険期間中のつなぎ融資もあり、助かりました。健康に気を付けて、これからも農作業を続けたいです。



つなぎ融資で営農を続けることができました！！

栃木県高根沢町 小西 美好さん
菌床なめこ4万個

新型コロナウイルス感染症による休校や取引先の撤退で半年近く出荷が滞る状況が続いたので、つなぎ融資の申請をしました。申請後はすぐに融資が下り、運転資金に充てることで作物転換や廃業を視野に入れることなく、営農を続けることができました。



収入保険は、自然災害や価格低下だけでなく
農業者の経営努力では避けられない収入減少が
補償の対象です！



加入できる方

青色申告を行っている農業者（個人・法人）です。

- ※ 保険期間開始前に加入申請を行います。
- ※ 現行は、加入申請時に青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。
令和6年からは、加入に必要な青色申告実績の年数を短縮し、加入申請年1年分の青色申告（簡易な方式を含む）実績で加入できるよう検討しています。
- ※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。
- ◎ **現在、当分の間の特例として、野菜価格安定制度の利用者が初めて収入保険に加入する場合、収入保険と野菜価格安定制度を同時利用（最初の2年間）**することができるようにしています。（令和3年から同時利用されている方は最初の3年間、同時利用が可能）
 - ※ 同時利用される方は、収入保険の保険料等と野菜価格安定制度の生産者の負担金の両方を支払います。
 - ※ また、収入保険の保険期間中に、野菜価格安定制度の補給金を受け取った場合、収入保険の補填金の計算上、その金額を控除します。

保険期間

税の収入算定期間と同じです。

個人：1月～12月 法人：事業年度の1年間

補償内容

保険期間の収入（農産物の販売収入）が、基準収入の9割を下回ったときに、下回った額の9割を上限に補てんします。

- ※ 基準収入は、過去5年間の平均収入（5中5）を基本に、保険期間の営農計画も考慮して設定（規模拡大など上方補正）
- ※ 毎年の農産物（自ら生産したもの）の販売収入は、青色申告決算書等を用いて整理します。
- ※ 農産物の販売収入には、精米、仕上茶などの簡易な加工品の販売収入も含まれます。
- ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外です。

収入保険の補てん方式

保険方式（掛捨て）と積立方式（掛捨てではない）の組み合わせができます。

基本のタイプでは、例えば、基準収入1,000万円の場合、
保険方式の保険料8.5万円、積立方式の積立金22.5万円、
付加保険料2.2万円で、最大810万円の補てんが受けられます。

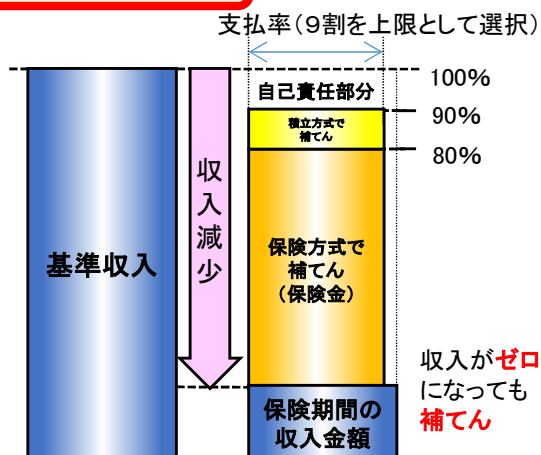
保険期間の収入がゼロになったときは、

810万円（積立金90万円、保険金720万円）の補てんが
受けられます。

※ 保険料には50%、積立金には75%、付加保険料には50%の国庫補助があります。積立金は補てんに使われなければ、翌年に持ち越します。

※ 保険料、積立金は分割払（最大9回）や制度資金の活用ができます。

基本のタイプ



(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

保険での補償を充実する新たなタイプをご紹介します！

加入者の積立金の負担軽減を求めるニーズに応じ、保険での補償を充実する新たなタイプとして、保険のみで9割まで補償するタイプを令和6年から実施できるよう検討しています。

具体的には、保険方式のみの補償で、補償限度額を基準収入の90%とするものです。

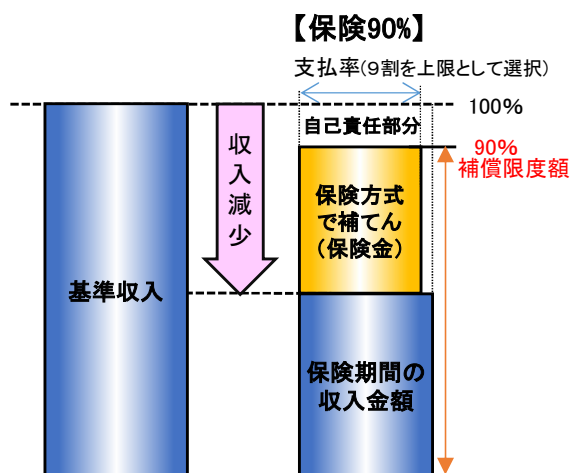
(保険方式で85%、積立方式で5%のタイプも導入します。)

例えば、基準収入1,000万円の場合、積立金22.5万円は不要となります。

(保険料は8.5万円より高くなります。)

※ 積立金については、税制上、預け金のため経費とすることができませんが、保険料については経費として損金算入できるため、所得税・法人税軽減の選択肢となります。

新たな補償タイプのイメージ



付加保険料（事務費）を安くすることができます！

共通申請サービスを通じてインターネット申請した方や自動継続特約で契約を更新した方は、付加保険料（事務費）が割引となります。

| | インターネット申請と自動継続特約を両方利用する場合 |
|-------|---------------------------|
| 新規加入者 | 4,500円割引 |
| 継続加入者 | 3,200円割引 |

※ インターネット申請のみの場合：新規加入者は4,500円割引、継続加入者は2,200円割引
自動継続特約のみの場合：新規加入者、継続加入者ともに1,000円割引

無利子のつなぎ融資が受けられます！

収入保険の補てん金の支払は、保険期間の終了後になりますが、保険期間中であっても、自然災害や価格低下等により、補てん金の受け取りが見込まれる場合、NOSAI全国連から、無利子のつなぎ融資を受けることができます。

相談窓口

- 収入保険の補償内容など詳しいことは、以下の相談窓口にお問合せください。

みなみ統括センター

| | | | |
|-------|-----------|--------------------------|---------------|
| 業務部 | 〒060-0004 | 札幌市中央区北4条西1丁目1番地 北農ビル15階 | ☎011-522-6570 |
| 石狩支所 | 〒067-0055 | 江別市篠津401番地4 | ☎011-382-5470 |
| 後志支所 | 〒044-0007 | 虻田郡倶知安町北7条東5丁目1番地2 | ☎0136-22-0264 |
| 道南支所 | 〒041-1214 | 北斗市東前74-2 | ☎0138-77-8211 |
| いぶり支所 | 〒059-1623 | 勇払郡厚真町新町214番地1 | ☎0145-27-3321 |
| 日高支所 | 〒056-0016 | 日高郡新ひだか町静内本町4丁目1番6号 | ☎0146-42-0904 |

道央統括センター

| | | | |
|--------|-----------|-----------------|---------------|
| 業務部 | 〒074-0001 | 深川市1条5番5号(2F) | ☎0164-34-5331 |
| 空知中央支所 | 〒068-0007 | 岩見沢市7条東2丁目13番地 | ☎0126-22-0137 |
| 南空知支所 | 〒069-1341 | 夕張郡長沼町宮下1丁目1番1号 | ☎0123-88-3233 |
| 中空知支所 | 〒073-0022 | 滝川市大町1丁目5番14号 | ☎0125-22-2211 |
| 北空知支所 | 〒074-0001 | 深川市1条5番5号(1F) | ☎0164-22-7111 |
| 上川北支所 | 〒095-0044 | 士別市東山町3343番地2 | ☎0165-23-4161 |
| 富良野支所 | 〒076-0043 | 富良野市字南大沼の2 | ☎0167-23-4830 |
| 上川中央支所 | 〒078-8208 | 旭川市東旭川町下兵村517番地 | ☎0166-36-2162 |
| 留萌支所 | 〒078-3711 | 苫前郡苫前町字旭40番地の9 | ☎0164-64-2591 |
| 宗谷支所 | 〒097-0001 | 稚内市末広4丁目2番31号 | ☎0162-33-6565 |

十勝統括センター

| | | | |
|--------|-----------|--------------------|---------------|
| 業務部 | 〒089-1182 | 帯広市川西町基線59番地28 | ☎0155-59-2006 |
| 中部事業所 | 〒080-2331 | 帯広市基松町基線35番地12 | ☎0155-63-2206 |
| 南部事業所 | 〒089-2106 | 広尾郡大樹町下大樹180番地1 | ☎01558-6-2141 |
| 西部事業所 | 〒089-0103 | 上川郡清水町字清水第1線50番地41 | ☎0156-62-2072 |
| 北部事業所 | 〒089-3708 | 足寄郡足寄町愛冠14番地20 | ☎0156-29-8800 |
| 東部事業所 | 〒089-5235 | 中川郡豊頃町中央若葉町23番地3 | ☎015-574-2421 |
| 北西部事業所 | 〒080-0573 | 河東郡音更町駒場南3番地4 | ☎0155-32-8010 |

ひがし統括センター

| | | | |
|----|-----------|---------------------|---------------|
| 本所 | 〒086-1106 | 標津郡中標津町西6条南11丁目6番地1 | ☎0153-77-9182 |
|----|-----------|---------------------|---------------|

オホーツク統括センター

| | | | |
|------|-----------|--------------------|---------------|
| 本所 | 〒099-0879 | 北見市美園497番地1 | ☎0157-66-6000 |
| 興部支所 | 〒098-1604 | 紋別郡興部町字興部772番地1 | ☎0158-82-2836 |
| 湧別支所 | 〒093-0731 | 紋別郡湧別町芭露194番地2 | ☎01586-6-2201 |
| 大空支所 | 〒099-2356 | 網走郡大空町女満別昭和149番地10 | ☎0152-74-3900 |

北海道農業共済組合 本所 <https://www.nosai-do.or.jp>

| | | |
|-----------|--------------------------|---------------|
| 〒060-0004 | 札幌市中央区北4条西1丁目1番地 北農ビル15階 | ☎011-271-7235 |
|-----------|--------------------------|---------------|

農林水産省経営局保険課 TEL : 03-6744-7147
mail : syunyu-hoken@maff.go.jp

農林水産省
ホームページ



全国連
ホームページ



全国連
Facebook



全国農業共済組合連合会 TEL : 03-6265-4800
mail : kikaku@nosai-zenkokuren.or.jp